

東北文化学園大学問題 刑事告発＆住民訴訟

仙台市民オンブズマン事務局次長 弁護士 野呂圭

東北文化学園大が大学設置認可申請にあたり架空の現金寄附を装つたり、会計書類に虚偽の記載をするなどして違法に大学設置認可を取得し、仙台市からも補助金を違法に受給していた問題について、オンブズマンは本年2月24日に仙台地検に刑事告発をするとともに、4月8日には仙台地裁に住民訴訟を提訴しました。

刑事告発は、学園大の理事長であった堀田正一郎氏が、架空の寄付金を計上するなどして大学が適法に設置認可され補助金交付要件が満たされているよう装い、その旨仙台市をして誤信させ、同市から補助金合計9億400万円を騙し取ったという詐欺罪で告発しました。現在、捜査当局において捜査中です。

住民訴訟は、仙台市は本件補助金不正受給に関与した者に対してきちんと損害賠償請求をせよ、という訴えです。ご存じのとおり、学園大は民事再生手続により大幅な債務免除を受けたため、仙台市が学園大から回収できる不正補助金はごく一部となってしまいました。しかし、9億円余りという巨額な不正補助金の回収を学園大から回収できないから諦めるというのでは市民は納得しません。



オバズマン

No.22 / 2005年6月15日(水)

発行 仙台市民オンブズマン
仙台市民オンブズマンタイアップグループ

〈事務局〉 仙台市青葉区中央4-3-28 朝市ビル3F
宮城地域自治研究所内
TEL (022)227-9900 FAX (022)227-3267
<http://homepage3.nifty.com/s-ombuds/>
e-mail:s-ombuds@nifty.com

ん。補助金は市民の税金から支出されている以上、それが不正に費消された場合にはきちんとその填補措置を講じるべきです。また、再発防止という観点からも責任の所在を明確にする必要があります。オンブズマンではこうした観点から、今回の住民訴訟において、仙台市が損害賠償請求すべき相手方として当時の学園大財務部長、本部副副本長、学園大の大学設置認可申請の際に財務書類の作成に携わった公認会計士、及び同会計士が所属している監査法人を挙げました。公認会計士及び監査法人の責任については、大学設置認可がなされれば学園大が仙台市に対して補助金交付申請を行うことを認識し又は認識し得たのであり、財務書類を精査していればその虚偽を発見して補助金の不正受給を防止できたにもかかわらず、それを

怠りその虚偽を見抜けなかった過失により補助金不正受給を生じさせたという点で損害賠償責任を負うものと考えられます。

なお、住民訴訟に先立つ住民監査請求において、監査委員は、財務部長等の大学内部関係者については仙台市が管理統制を及ぼすことができないことを理由に、公認会計士及び監査法人については違法又は不当である事由が合理的具体的でないことを理由に、いずれも実態を検討せずに監査請求を却下しました。しかし、この監査委員の判断こそ不合理であり、実態に踏み込むことを避けたとしか思えません。

住民訴訟は第1回口頭弁論が6月20日に行われ、今後上記各関与者の責任について主張立証を重ねていくことになります。

公安委員会裁決の取消を求めて提訴

仙台市民オンブズマン副代表
弁護士 鈴木 覚

平成11年度宮城県警刑事部、交通部、警備部の報償費に関して、県警本部長が行った部分開示決定に対し、オンブズマンは県警本部長の上級行政府である宮城県公安委員会に対して審査請求を平成14年7月23日に行っておりました。

この審査請求について、公安委員会からの諮問を受けた宮城県情報公開審査会は、報償費に関する対象文書について、訴訟手続きでは認められない「インカメラ審査」（開示非開示の判断をするために審査会が当該文書を直接確認すること）を行った上で、「本件行政文書に記録されている情報が真正のものであること、すなわち情報提供者が実在し、本件行政文書どおりに犯罪捜査協力報償費が支出されていることについて心証を形成するに至らなかつた。」との驚くべき指摘を行った上で、非開示処分の適否について判断を行い、犯罪捜査報償費の個別執行額や支出事由など多くの非開示部分について開示が相当であるとの判断をし、公安委員

会に対し平成16年9月30日付けで「答申」を行いました。ところが、公安委員会は、報償費のうちの犯罪捜査報償費に関して、かかる情報公開審査会の答申に従わず、かつ、公安委員会の県警に対する調査権限を十分に行使することもなく、非開示を維持するとの「裁決」を平成17年4月27日に行ったものです。このような裁決に対しては、宮城県情報公開審査会も、「答申とは本質的に異なるものである」として、適切な対応を求める異例の「建議」を公安委員会に対し行いました。



オンブズマンとしては、このような公安委員会の採決は、公安委員会の権限と職責を放棄し、県警の内部監査の結果を無批判的に受け容れたもの

であり、情報公開審査会の答申を無視した違法な裁決であると考え、平成17年6月9日、仙台地方裁判所に裁決取消訴訟を提起しました。

地下鉄東西線差止民訴訟のご報告 ～建設費予測の杜撰さの立証へ

仙台市民オンブズマン事務局次長 千葉 晃平
弁護士

1 建設費見積もりの杜撰さ、法廷で明らかに

これまで、オンブズマン側申請の大内秀明東北大学名誉教授の証言、さらには仙台市交通局東西線建設本部長斎藤文伸氏に対する反対尋問によって、需要予測・費用便益比の杜撰さを明らかにしてきました。

さらに、建設費見積もりの杜撰さについて、オンブズマン側申請の幸陶一氏の証言、さらには仙台市交通局東西線建設本部建設部建設課長木村哲也氏に対する反対尋問によって、立証してきました。

とりわけ、木村氏の証言は、幸氏が指摘する見積もりの杜撰さに対する具体的かつ実効的な反論は全くできないばかりか、「現地を歩いたときに地面に水が浮いていたから対策費を上乗せしました」などとおよそ2735億円もの公金支出を行おうとする自治体の判断とは思えないお粗末な証言に終始しました。

2 建設費見積もりの杜撰さのさらなる立証へ

さらに、オンブズマン側では、東西線ルートの地質・地盤の観点から建設費見積もり杜撰さを明らかにすべく、地盤工学の専門家である軽部大蔵神戸大学名誉教授の証人申請をしました。これに対し、仙台市は「必要性なし」との意見を出していましたが、裁判所はオンブズマン側の意見を容れ、証人採用しました。是非、傍聴ください。

軽部教授の尋問期日

2005(平成17) 年 7月14日 (木)

午前10時～12時

仙台地方裁判所 (1階大法廷の予定)



3 市民からの応援の声

佳境に入った地下鉄東西線裁判。さいごにこの間オンブズマンのもとに寄せられたファックス（抜粋）を紹介させていただきます。

……新米の仙台市民より

某新聞で地下鉄東西線の問題で頑張っている市民の会を知りました。仙台にこれ以上地下鉄を作ることに反対です。どうして自然を破壊して、コストのかかることをするのでしょうか。

行政の責任者、即ち市長、市会議員の多数派の会派長、公的な推進団体の責任者などに開通後10年後の赤字の責任をとってもらうべきです。

子どもたちの将来に負担先送りするのはよしましょう、がんばって。……

では、今後とも傍聴・ご支援宜しくお願ひ致します。

第9回情報公開度ランキング調査

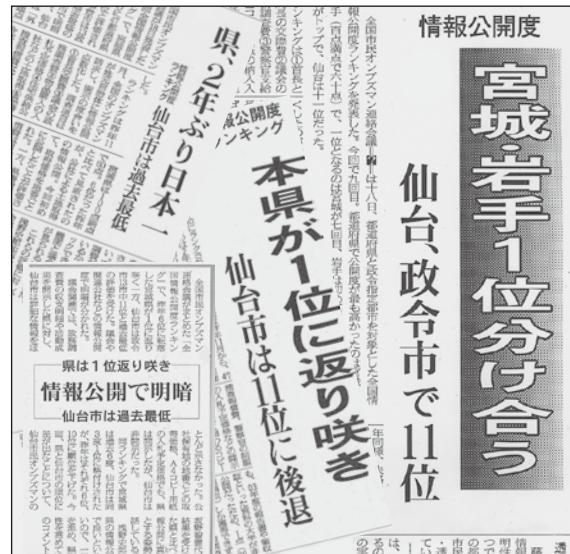
—宮城県トップに返り咲き、仙台市は11位と低迷—

仙台市民オンブズマン 庫山 恒輔

第9回情報公開度ランキングのための開示請求が、11月29日に一斉に行われた。今回の調査項目は、①首長および部局長交際費（県・市）、②政務調査費（県・市議会）、③A4コピー用紙の入札結果調書（県・市）、④警察官制服の入札結果調書（県警）、⑤住宅供給公社の保有土地情報（県・市は土地開発公社）、⑥捜査報償費（県警）の6項目であった。

今回の調査の目玉の1つは、捜査諸雑費の実態を把握するために、捜査報償費のうち、捜査諸雑費のみを別枠で請求したことと、非公開処分に対する一斉情報公開訴訟をよびかけたことである。後者については、函館の全国大会で決まっていたものが、ようやく実施されたということである。訴訟のための統一訴状と統一書証は仙台市民オンブズマンが作成することになった。

さて、調査結果は、3月18日に公表された。宮城県は昨年の6位からトップへ返り咲きをはたした。入札情報や公社情報の開示レベルの改善が功を奏した形になった。仙台市は11位と、昨年（10



位）に続いて下位を低迷することになった。問題点についての指摘を謙虚に受け止め改善する姿勢の欠如によるもので、このままでは下位が定位置になることが予想される深刻な事態といえよう。

情報公開訴訟については、北海道・東北ネットでも検討されたが、とりあえずは公安委員会に一斉に審査請求することが決まり、2月7日に実施された。青森、福島は訴訟にも取り組んでいる。

北海道・東北ネットワーク

仙台市民オンブズマン事務局次長
弁護士 野呂 圭

1 弘前例会（1月）

本年1月22日、23日に弘前市において1月例会が開催されました。第1日目は、シンポジウム「警察捜査報償費の不正をいかに正すか？」を行いました。青森県鰺ヶ沢警察署長の捜査費不正支出問題等の報告の後、北海道警の捜査報償費問題に関して内部告発をした原田宏二氏をお招きして

警察組織や裏金作りの実態について内容の濃いパネルディスカッションを行いました。

第2日目の例会では、前日のシンポジウムを受けて、道県警の捜査報償費不正解明のための作戦会議及び各地報告を行いました。作戦会議では、少年課及び交通指導課についてネットワークで一斉に情報公開非開示決定に対する審査請求を行うことになりました。審査請求は本年2月に行い、現在手続進行中です。



2 新潟例会（6月）

本年6月11日、12日に新潟市において6月例会が開催されました。第1日目は、シンポジウム「新潟市官製談合事件と談合防止策」を行い、新潟市における官製談合事件の概要やその後の談合再発防止に向けた取り組みが報告されました。また、タイムリーな問題として橋梁談合事件の追及も問題提起されました。

第2日目の例会では、前日の問題提起を受けて、

各地で橋梁公共工事の入札状況を調査分析することを決めました。また、警察捜査報償費問題については、宮城県における情報公開審査会の答申、公安委員会の裁決、同審査会の建議といった一連の情勢報告がなされ、また情報公開訴訟における立証の試みも提案されました。

次回例会は、2006年2月4日、5日にいわき市で開催されます。

全国連絡会議と第12回全国大会について

仙台市民オンブズマン事務局長
弁護士 十河 弘

2005年5月15日（日）、大分県の別府市労働者福祉センターにおいて、全国市民オンブズマン連絡会拡大幹事会が開かれ、第12回全国大会の大枠が右記のとおり決まりました。本大会は、これまでのオンブズマン活動の歩みを踏まえて情報公開制度の到達点を検証し、今後の課題を確認する大会になりそうです。分科会は6つと盛りだくさんで、仙台市民オンブズマンから、公共事業分科会で仙台地下鉄東西線問題に関する取り組みを報告する予定です。仙台からも多数参加して大会を盛り上げていきましょう。

なお、次回の拡大幹事会は7月17日（日）午後1時から午後5時の予定で名古屋にて行われる予定です。

【日 程】

2005年9月10日(土) 午後1時から
11日(日) 午後1時まで

【会 場】

別府ビーコンプラザ・国際会議室
(500人規模)

大分県別府市山の手町12-1 TEL 0977-26-7111

【テマ】

「情報公開の今 到達点と課題」(仮)

【分科会】

- ・議会改革分科会
(政治倫理条例、「議員になったオンブズマン」、政務調査費など)
- ・公共事業分科会
(二風谷ダム事業、諫早湾干拓事業、大入島埋立て事業、仙台地下鉄東西線建設事業など)
- ・談合問題分科会
- ・補助金・互助会・外郭団体分科会－包括外部監査から学ぶ－
- ・情報公開分科会
(外交情報、判例動向、政務調査費、一部事務組合など)
- ・警察問題分科会
(事件当事者の意見交換、裏金、ノルマ、人事など)

裁 判 報 告

県警犯罪報償費住民訴訟

仙台市民オンブズマン・タイアップグループ
弁護士 小野寺 信一

6月21日に判決が言い渡される予定である。従って、言い渡し期日が延期にならなければ、このニュースが出る頃は判決が出ていることになる。犯罪捜査報償費をめぐる初の住民訴訟の判決だけに、世間の注目を受けるに違いない。

周知のように、県警は監査委員に対しても知事に対しても犯罪捜査報償費をもらった協力者の名前（それが記載された領収書等）の開示を頑強に拒否している。通常であれば、それら領収書等の直接証拠に基づき支出の違法性を立証するのであるが、今回はそれができなかった。北海道警の原田氏の証言、疑いを深めていることを告白した知事の所感、全国で噴出する現場の警察官による裏金の自白、宮城県警犯罪捜査報償費の支出の不自然性など状況証拠の積み上げによる立証に努力したが、果たしてそれで裁判所が黒と判断してくれるかどうか予断を許さない。

もし、勝訴の判決が出れば、北海道警の裏金問題を全国に広げるホップ、ステップ、ジャンプのステップになることは間違いない。

政務調査費住民訴訟

仙台市民オンブズマン・タイアップグループ
弁護士 小野寺 信一

現在、①県議会と②市議会の2件が地裁に、③市議会の1件が高裁に係属している。

①は制度改革の和解案を原告側から提示し、裁判所もそれに協力的だが、被告知事がそういうことは裁判の外でやってもらいたいと抵抗し、制度改革による和解で決着するかどうか不明である。

②は裁判の途中で会派の保有する文書を引っ張

り出せるかどうかの争いが勃発し、地裁の判断の当否について最高裁の判断待ちの状態にある。最高裁の判断が出れば、再出発することになる。

③は、統一地方選挙のあった平成15年4月分の政務調査費の支出に関する事件である。全員が選挙に奔走していたこの時期中に選挙の無い時と同じような支出をしているのはいかにも怪しいということで監査請求したのであるが、領収書が開示されていない現状では一つ一つの支出を特定することができない。4月分にはこれだけ怪しい支出が含まれているから4月分全部を監査して欲しいと請求する以外に無い。その点を捉えて、地裁は監査請求の対象の特定が十分ではない（適法な監査を経ていない）として却下した。現在、この判断をめぐって高裁で争っている。監査請求の特定性については、最高裁が次第に間口を広げてきているので、高裁の判断如何によってはこれも最高裁に上げ、その間口をさらに広げたいと思っている。

東北大学医学部寄付金問題

仙台市民オンブズマン代表
弁護士 坂野智憲

石巻市立病院、塩釜市立病院から東北大学医学部への医学研究助成金について、東北大学及び大学教授らに対して返還を求めるよう住民訴訟を提起した。地方公共団体から国の機関への寄付は法律で禁止されており、また医師派遣の対価を大学教授が受領することは収賄に当たるからである。

被告らはあるいは助成金は良陵財団に対してのもので東北大学医学部への直接の寄付ではないと主張し、あるいは支出は医局に対するものであり、医局は任意団体であって国の機関ではないなどと主張して違法性を否定する。

5月26日に石巻市立病院の前院長ら4名の証人尋問が行われた。鈴木前院長は寄付は良陵財団に対する自発的なもので、大学からの要請ではなく、事前の接触も一切なかったと証言した。しかし寄付金の支出決済文書には下瀬川教授の作成した研究助成申請書が綴られていた。鈴木氏は見たこともない文書でどうしてここに綴られているのか見当も付かないと証言した。申請書に足が生えて大学の研究室から石巻まで歩いていったようである。石巻市夜間診療センター責任者の佐藤医師は、医師派遣表が良陵財団ではなく大学の医局で作られていることを認めた。寄付金が大学教授ないし医局からの要請で行われ、医師派遣の対価として良陵財団経由で大学に寄付がなされている実態が明らかになったと言える。

5月30日に塩釜市立病院の高橋前事務長の証人尋問が行われた。高橋氏は盆暮れに医師を派遣してもらっている大学の医局に地酒を手みやげに挨拶に行っていたこと、派遣医師が辞めることになった際20万円の現金（名目は謝礼金で院長交際費から出されている）を持参して教授に次の派遣も宜しくと頼んだと証言した。この20万円については領収書をもらわず、要求もしなかったと証言したが、その理由を追及されて全く答えることができなかった。領収書ももらえない金を渡して医師派遣と頼むのは贈賄そのものではないのでしょうか？

次回は7月22日に大学教授2名助教授1名の証人尋問ですが、おもしろい証言が聞けそうです。

県警報償費・控訴審

仙台市民オンブズマン副代表
弁護士 鈴木 覚

5月10日に進行協議期日が行われ、一審被告の宮城県知事側から、報償費に関する文書の保有権限に関する準備書面が提出されました。

この間、裁判外において、報償費支出に関する宮城県警の内部監査結果の公表（たった3枚きり

の報告がなされただけ）、不十分な内部監査を受けて報償費予算執行の停止を視野に入れた宮城県知事と宮城県警とのやり取り、さらには宮城県知事に対する内部告発者からの告発の手紙の公表などの経緯がありましたので、次回期日までにこれらを書証として提出し、結審する予定です。次回期日は、7月5日です。

仙台高検・仙台地検調査活動費 不開示処分取消訴訟

仙台市民オンブズマン代表
弁護士 坂野智憲

仙台高検及び仙台地検に対する、調査活動費不開示処分取消訴訟の控訴審はいずれも控訴棄却に終わった。控訴審においては、一審で採用されなかつた支出当時の検事長及び検事正の証人調べを求めると共に、会計検査院に対して裁判所から不正流用の事実の有無について鑑定嘱託して証拠調べを尽くすよう求めたが全て採用されなかつた。つまり控訴審では何も証拠調べがなされないまま結審されてしまった。そして調査活動費の不正流用の疑いについては控訴審判決でも維持されたが内容的には後退したとの感が否めないものとなつた。オンブズマンは直ちに上告及び上告受理の申立をなし現在最高裁判所に係属中である。理由としては①証拠調べをしなかつたことについて審理不尽の違法があること、②情報の一体化論が誤りであること、③情報公開法が一定の場合に不開示とすることを認めているのは作成名義も内容も真正な情報であつて偽造文書はそもそも不開示事由に該当する余地がないことを主張している。

東北公安調査局調査活動費 情報公開訴訟報告

仙台市民オンブズマン事務局長
弁護士 十河 弘

2005年3月14日、仙台地裁は、東北公安調査局の調査活動費の支出に関する資料（平成11年度）の公開を求めるオンブズマンの請求を全面的に却

けました。全体的にきわめて消極的な判断であり、情報公開制度の意義・重要性を理解しないものであります。特に、情報公開法5条4号について行政機関の長の裁量を極端に尊重した（行政機関の長の判断が明白に合理性を欠く場合しか開示を命じないとした）点、裁量権の逸脱又は濫用を基礎付ける具体的事実の主張立証を原告に負わせた点、は不当です。これでは相当重要なポストに就いてい

た職員が内部告発でもしない限り、情報が開示されないことになります。まずは情報を開示し、これを市民が検討して不正があれば指摘するといった方法が不可能となりかねない判決です。オンブズマンはこの判決を不服として、同年3月24日仙台高等裁判所に控訴し、詳細な控訴理由書を提出しました。控訴審第1回期日は8月1日（月）午後1時10分に予定されています。

1. 県警総務課旅費返還訴訟は、4月21日の公判で結審となり、判決は7月21日（木）午後1時10分に言い渡されます。
2. 外務省報償費（機密費）情報公開訴訟は、訴え取り下げ部分の特定作業が行われており、次回期日は7月4日（月）午後1時30分です。

「仙台市民オンブズマン」の活動

2004.12.16～2005.6.15

2004.

- 12. 16 気仙沼地方衛生処理組合打ち合せ
- 17 第9回情報公開度ランキング関係資料開示（住宅供給公社、県警）
- 19 全国連絡会議幹事会
- 20 地下鉄東西線証人尋問
- 21 気仙沼地方衛生処理組合打ち合せ
- 22 東北大寄附金公判（塩釜）
〃 北海道・東北ネット打ち合せ
〃 オンブズマン12月例会・忘年会
- 27 県警旅費打ち合せ
〃 第9回情報公開度ランキング関係資料開示（県警）
- 28 東北文化学園大公開質問書提出

2005.

- 1. 12 第9回情報公開度ランキング関係資料整理作業
- 14 県警入札関係資料追加調査
- 20 県警旅費公判



1. 21 東北大寄附金弁論準備（塩釜）
〃 外務省情報公開弁論準備
22~23 北海道・東北ネット弘前例会
24 政務調査費（市）判決・記者会見
25 県警捜査報償費弁論再開
27 県警物品購入等入札関係文書開示
29 オンブズマン1月例会・合同新年会
31 県警報償費情報公開（控訴審）進行協議
2. 3 東北大寄附金（石巻）公判
7 県警捜査報償費審査請求
〃 地下鉄東西線弁論準備
8 政務調査費（県）公判
〃 県警報償費情報公開（控訴審）打ち合せ
22 政務調査費（県）進行協議
24 地下鉄東西線弁論準備
〃 東北文化学園大学監査請求・刑事告発
28 オンブズマン2月例会
3. 8 県警報償費情報公開（控訴審）進行協議
〃 タイアップ打ち合せ
10 東北大寄附金（石巻）公判
11 地下鉄東西線等関係文書開示
14 東北公安調査局判決・記者会見
15 地下鉄東西線進行協議
16 タイアップ地下鉄集会案内文書発送
17 第9回全国情報公開度ランキング記者会見
19 全国拡大幹事会
24 県警旅費公判
〃 古川市住民来所
25 仙台市互助会・地下鉄東西線関係文書開示
28 地下鉄東西線証人尋問
〃 東北大寄附金問題弁護団会議
〃 オンブズマン3月例会
4. 5 タイアップ例会
7 地下鉄東西線打ち合せ
8 東北文化学園大学住民訴訟提訴
10 地下鉄東西線市民集会
11 外務省情報公開弁論準備
12 東北大学寄附金（塩釜）公判
21 県警旅費公判
25 オンブズマン4月例会
27 地下鉄東西線公判
5. 6 県警報償費打ち合せ
10 県警報償費情報公開進行協議
18 県警再就職関係文書一部開示
19 県入札関係文書開示
〃 東北大学院生来所
20 東北大寄附金弁護団会議
〃 公安委員会裁決に伴う県警報償費関係
- 文書開示
24 政務調査費（県）弁論準備
25 仙台市再就職関係文書一部開示
〃 仙台市入札関係文書開示
〃 オンブズマン5月例会
26 東北大寄附金（石巻）証人尋問
27 県再就職関係文書一部開示
30 地下鉄東西線公判
〃 東北大寄附金（塩釜）証人尋問
6. 1 会報「オンブズマン」編集打合せ
6 政務調査費（市）控訴審公判
7 県警報償費裁決関係文書一部開示
〃 タイアップ例会
9 公安委員会採決取消訴訟提訴
10 会報「オンブズマン」編集打合せ
11~12 北海道・東北ネット新潟例会
14 政務調査費（県）公判
〃 オンブズマン6月例会
15 会報「オンブズマン」No.22発行

2005年オンブズマン支援企画の内容固まる

日時 11月8日(火) 午後6時30分～
会場 仙台市青年文化センター
シアターホール

★支援企画初企画の落語です。

出演者のメイン（真打ち）は
柳家 小袁治さんです。

お知らせとお願い

タイアップ6月例会で宮城県議会各会派の「政務調査費」の分析作業をタイアップグループが中心となって、かつての「食糧費」の分析作業のようにやってみようと、いうことが決まりました。7月の総会後に作業を開始しますので、お時間など事務局と相談の上どなたでもご参加ください。

回文コーナー

回文士 法曹爽歩

★★★

今回は、イヌワシを折り込んだ回文です。イヌワシと言えば、楽天に目がいきがちですが、ベガルタもイヌワシです。ともすれば影が薄くなりがちなベガルタの「1復帰を願つて作つてみました。みなさんもイヌワシで回文をつくつてみませんか。イヌワシは結構難易度が高いですよ。

○ 名だたる壁 柏抜いた 復帰の切符だ
イヌワシか ベガルタだな ○

タイアップ会長あいさつ



仙台市民オンブズマン・タイアップグループ会長
弁護士

増田 隆男

賛助会員の制度を設けて新しく入会された皆さんも迎えてタイアップグループも新鮮な(?)活動が展開されているのでしょうか。オンブズマンは執行部が文字どおり大胆に「若返って」新鮮なメンバーに一新していますが、我がタイアップはどうも平均年齢は高いかもしれません。しかし、気持ちは大いに若く、楽しい活動を心がけたいと思います。

仙台市民オンブズマン・ タイアップグループ

第12回総会と懇親会のご案内

日時 7月2日(土)
オンブズマン総会 14:00~
タイアップ総会 16:00~

会場 仙台ワシントンホテル
オリーブルーム
仙台市青葉区大町2-2-10 ☎022-222-2111

懇親会 17:00~19:00
(会費5,000円)

会場 仙台ワシントンホテル
シャンゼリゼ

※総会の参加は自由です。オンブズマンの総会へもご参加下さい。

※懇親会は会費があります。

※同封の返信ハガキで出欠をお知らせください
(切手はいりません)

さて、私は相変わらず韓流ドラマに凝っているのですが、最近見ているドラマはどれも中心のテーマが「わが国は何故日本の侵略を許したのか」という反省に貫かれていると思います。その原因として優秀な人材の登用を阻害する貴族制度と無能な官僚、それに抵抗の出来ない朝廷、そして差別政策により徹底的に抑圧される民衆という制度的実態が国を無残な状態にしたことへの真摯な反省が率直に語られます。現代ドラマでは土建業者と暴力団と政治家の結びつきが政治を腐敗させている元凶として鋭く追及されるなど、日本の政治土壤と共に通するのですがおよそ現在の日本のドラマの世界では描かれるこのない、極めて率直で明快な主張が感動を呼びさせます。

こんなに近い国でありながら、私自身「知らないかった」という思いが強い今日この頃です。朝鮮の歴史には無知だった私ですが、仙台市民オンブズマンと共に政治の腐敗に立ち向かって歩んできたということが少しは誇りになっています。タイアップグループの拡大が政治を動かす原動力になることを願って皆さんと共にさらに一步進んでみたいと思います。

会員のご紹介と会費納入のお願い

■今期の会費が未納の方、お手数でも払い込み下さい。募金のご協力もおねがいします(振込用紙同封しました)。会員拡大はタイアップ活動のエネルギーの源です。紹介チラシもありますのでご請求下さい。

会費納入先	七十七銀行本店(普通)	6530010
	郵便局振込	02290-6-8050
	仙台市民オンブズマン・タイアップグループ	

仙台市民オンブズマン

- (1) 加入資格：仙台市民オンブズマンの活動の趣旨に賛同し、支援する意志のある個人。
- (2) 会費：年10,000円
但し、協賛金については、自由に受け付け、緊急時の支援費用に充当する。
- (3) 活動内容：年2回の会報の発行。臨時の会報は必要に応じて随时発行する。
市民の為の公開講座などを開催する。
その他の事業の企画、実施。
- (4) 総会：年1回とし、オンブズマンの総会に準じて開催する。
- (5) 役員：会長 1名、副会長 若干名

タイアップグループ会則

- 会計 計 1名、会計監事 2名
- (6) 役員会：必要に応じて開催する。
- (7) 事務局：事務局の所在地は当面、青葉区中央4-3-28 朝市ビル3階とする。
- (8) 会計について：年会費のうち、30%についてはオンブズマンへの支援金として拠出する。協賛金からの特別拠出金については、必要に応じて随時役員会において決定の上支出する。以上の拠出金・特別拠出金の会計処理内容については、総会の際にオンブズマン事務局より報告を受けるものとする。